**○○こども会会則**

見本

特に決まったものではありませんが、新規に立ち上げの場合などの参考にしてください。

（名称と事務所）

第１条　　この会は、○○こども会といい、事務所を○○○におきます。

（目　　的）

第２条　　わたしたちはお互いに力を合わせて、よく学び、よく遊び、仲良くして、立派なこどもになるように励みます。

（会　　員）

第３条　　○○に住んでいる○歳（○年）から○歳（○年）までの人で、この会に賛同する人は誰でも会に入ることができます。

（役員と役員選挙）

第４条　　この会には、次の役員をおきます。

会長１名・・・会議の議長をつとめ、会の仕事をまとめます。

副会長○名・・・会長を助け、会長の都合の悪いときは、会長の仕事をつとめます。

書　記○名・・・会の記録をとります。

会　計○名・・・会のお金の出入りを取り扱います。

会計監査○名・・・会のお金の出入りの様子を調べます。

役員は、総会で選挙して決めます。

役員の任期は○年とし、欠員のできたときは、その代わりの人を決め、残りの期間の役員をつとめる。

（班長、副班長とその選挙）

第５条　　班長はそれぞれの班を代表し、班員の世話をします。

　　　　　副班長は、班長を助けます。

　　　　　班長、副班長は、班集会で決めます。

（集　　会）

第６条　　この会は、次の集会をもち、よいこども会活動をすすめます。

①総会は、１年に１回以上開きます。

②定例会（会員みんなの集まり）は、毎月○回○日に開きます。

③役員会は、毎月○回○日に開きます。

④班長会は、毎月○回○日に開きます。

⑤班会議は、必要なときに班長が集めて開きます。

　　　　　その他、必要な時に随時開きます。

（相談役）

弟７条　　この会には、幾人かの大人の相談役をおきます。

　　　　　相談役は、この会の仕事について助けとなっていただきます。

（経　　費）

第８条　　この会の経費は会費、助成金、寄付金、その他をもってあてます。

　　　　　会費は、毎月（毎年）○円で○日までに納めます。

（会計年度と決算報告）

第９条　　この会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年の３月３１日に終わります。会計は年度の終わりに会計監査を受け、総会で決算報告を行い、承認を得ることとします。

（会則の改廃）

第１０条　この会則の一部又は全部を改めたり、取りやめするには、総会で相談して、出席したものの２分の１以上の賛成が必要です。

附　　則

この会則は、○年○月○日から実施します。